

福祉文教委員会会議録

平成30年12月17日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 12:02

【 案 件 】

1. 議案第 91号 平成30年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)
2. 議案第 99号 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)
3. 議案第107号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例
4. 議案第108号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
5. 議案第117号 訴えの提起(鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求)
6. 議案第142号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
7. 議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例
8. 請願第 18号 教室エアコン設置に関する請願

【 報告事項 】

1. 飯塚市教育委員会事業評価結果(平成29年度分)について (教育総務課)
2. 小中一貫校飯塚鎮西校における事故について (教育総務課)
3. 飯塚市文化会館(飯塚コスモスコモン)改修計画の策定について (文化課)
4. 平成30年7月豪雨による被害状況等について (防災安全課)

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「議案第91号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○高齢介護課長

「議案第91号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」の補足説明を行います。補正予算書の153ページをお願いいたします。今回の補正につきましては、主に今年度4月から8月までの実績から、伸び率等を勘案して積算しました決算見込額の算出により補正を行うものになります。

第1条第1項におきまして、保険事業勘定の歳入歳出を、それぞれ8304万8千円増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ145億5645万1千円に、同条第3項におきまして、介護サービス事業勘定の歳入歳出を、それぞれ123万2千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3793万4千円にしようとするものです。

補正の主な内容につきましては、補正予算資料のほうで説明させていただきます。補正予算資料の12ページをお願いいたします。まず、介護保険特別会計保険事業勘定につきまして、補足説明をいたします。記載の順番通り、歳入、歳出の順で主なものについて説明させていただきます。

歳入ですが、保険料につきましては、第1号被保険者保険料の現年度分特別徴収保険料が、1億5013万4千円の増額、現年度分普通徴収保険料が615万3千円の減額となりまして、合計1億4398万1千円の増額となっております。これは、本年3月に策定しました第7期介護保険事業計画により保険料の改定が行われたことが大きな要因でございます。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の一般会計繰入金につきましては、歳出の介護給付費及び地域支援事業費等の補正に応じて、それぞれの負担割合で歳入額の増額及び減額補正を行っております。繰越金につきましては、前年度の繰越金となります2億8071万5千円を増額計上するものになります。

次に歳出になりますが、保険給付費につきましては、介護サービス等諸費が増額、高額介護サービス等費及び特定入所者介護サービス等費がともに減額となっており、これにつきましては、今年度4月から8月の給付費の実績をもとに、各給付費の決算見込みを行い、保険給付費全体としまして、2582万5千円減額補正し、給付総額を128億8672万4千円にするものであります。

次に、地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費について、保険給付費と同様に今年度4月から8月の事業費の実績をもとに、各事業費の決算見込みを行い、訪問型予防サービス、通所型予防サービス及びケアプラン作成手数料の全てにおいて減額見込みとなり、地域支援事業費全体として、1億4755万6千円減額補正し、総額を11億1558万1千円にするものであります。

また、13ページにかけて記載があります償還金につきましては、前年度、平成29年度の介護給付費負担金等の確定により、支払基金、国及び県からの交付金等の超過受入れ分を返還するために、合計1億8740万1千円の増額補正を行っております。

続きまして、介護保険特別会計、介護サービス事業勘定について、補足説明いたします。歳入のサービス収入につきましては、介護予防サービス計画費収入について、当初見込んでおりましたケアプラン件数に対し、決算見込みの件数が減少する見込みとなることから、442万4千円の減額補正を行うもので、そのことに伴い、繰入金の一般会計繰入金について、314万4千円の増額補正を行うものでございます。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今、説明いただいた中で、高齢介護サービス費及び特定入所者介護サービスの歳出部分に関して減ということになっていきますけども、これはその業者数が減ったからとか、こういった理由によって、そういうふうになっておるんですか。

○高齢介護課長

こちらの高齢介護サービス費及び特定入所者介護サービス費につきましては、利用者数が減ったということではなく、実際の決算見込額が当初の見込みから、ちょっと想定をする動きになっていなかったことから、ちょっと減額ということになっております。利用者数が減ったということではなく、4月から8月の実績の動きから、決算見込額を積算した結果、ちょっと減額補正ということになっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

介護保険特別会計の中で、地域支援事業費がありますよね。補正して、11億円幾らくらいですか。これは、全体の予算の何%くらいになりますか。

○高齢介護課長

全体の総額予算が140億円ほどで、地域支援事業費のほうは11億円になりますので、7.8%くらいになります。

○城丸委員

何でこんなこと聞くかという、たぶん国保あたりに比べれば、これは特殊なやつですよ。フレイル予防とか、要するに事業に使うやつですよ。それで介護保険料が6600円でしたかね。これにどのぐらいの影響を与えるかなと思ひまして。

○高齢介護課長

介護保険料の積算につきましても、介護給付費、地域支援事業費を含んだところでの給付費

総額全体で見込みをいたして、保険料を積算いたしますので、割合としては同じ約8%、7.8%というところの保険料への影響というふうになるかと思えます。

○城丸委員

この地域支援事業というのは、要は市の裁量の部分ですよね。例えば、国保だったら医療費に全部使いますので、市の裁量とかが入る余地がないんですけど、この地域支援事業とかいうのは、市の裁量で決められるということですよ。例えば6600円が高いということになれば、ここで調整ができないのかなというふうに、これがあるから高いんじゃないかとかいうようなことはないんですか。

○高齢介護課長

地域支援事業費につきましては、給付費の総額と一定の限度額というのが設けられております。その限度額の中で、今ぎりぎりの限度額でもって、でき得る事業というものを予算の配分を考えながら実施しているという状況がございます。

○城丸委員

では、全く市の裁量ばかりじゃないということで、限度が決められているということなんですよね。その限度額ぎりぎりはしていますということですね。わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第91号 平成30年度飯塚市介護保険特別会計補正予算(第2号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第99号 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校給食課長

「議案第99号 平成30年度飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。補正予算書の263ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出全科目について見直しを行い、前期の実績と今後の所要額の見込みによりまして、執行残等の補正を行うものでございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2283万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、13億7666万6千円とし、第2条、既定の繰越明許費の変更を行うものでございます。

それでは第1条について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、その主なものをご説明いたします。まず、歳入でございますが、補正予算書の267ページをお願いいたします。1款1項1目、学校給食費につきましては、小中学校給食の食数の減等によりまして、合計254万6千円の減額となっております。

次に、3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、今回の減額補正に伴い、一般会計からの繰入金を、3545万2千円減額するものでございます。

次に4款1項1目の繰越金につきましては、前年度からの繰越金の額の確定により、272万6千円を増額いたしております。

次に、5款2項1目、雑入につきましては、右の説明の欄に記載しておりますように、本会計について、消費税の確定申告を行った結果、1243万9千円が還付される見込みとなりましたので、増額を行うものでございます。

次に歳出でございます。268ページをお願いいたします。1款1項1目、一般管理費は、

現在の人員配置に基づき、2009万8千円を減額いたしております。減額の主な要因といたしましては、正規職員1名及び再任用職員1名の調理員が、それぞれ退職したためなどによるものでございます。2目、給食事業費は、主に給食施設の維持管理に係る経費及び給食調理等業務委託料などでございますが、光熱水費の584万8千円の増及び委託契約の確定に伴う執行残686万4千円の減等により、5万9千円を増額するものでございます。269ページをお願いします。下段の3目、学校給食賄材料費については、歳入の学校給食費を充てるものでございまして、歳入が食数の減により減額となったことによりまして、258万3千円を減額いたしております。

270ページをお願いします。1款2項1目、施設整備費につきましては、幸袋小中一貫校及び穂波東小中一貫校の建設工事に伴う周辺家屋等損失補償費の支払いに伴い、63万5千円を増額いたしております。

次に2款1項2目、公債費の利子につきましては、市債の利子の見込額を精査し、84万6千円を減額するものでございます。

次に、第2条、繰越明許費の変更につきましては、265ページにお戻りください。幸袋小中一貫校建設工事に伴い、工事の影響のあった周辺家屋の権利者への補償費の支払いにつきましては、補償交渉が難航する可能性があり、年度を超える可能性があるため、繰越明許費の変更するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第99号 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算(第1号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第107号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」を議題いたします。執行部の補足説明を求めます。

○教育総務課長

「議案第107号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。議案書の15ページをお願いします。

現在、本市の奨学資金は、高校、大学に在学している者を対象とし、貸し付けを行っております。本案は高校、大学等へ新一年生として入学を予定する奨学生に対し、現在入学後からの貸し付けとなっている奨学資金を、入学前から貸し付けができるよう関係規定を整備し、入学準備にかかる経済的負担を軽減することで、教育機会の均等に寄与しようとするものでございます。

次に、改正内容についてご説明します。議案書16ページの新旧対照表のほうをお願いいたします。新旧対照表の新区分の第5条、奨学生の資格において、第2号の規定に「又は入学を予定する者」を加え、入学前であっても奨学生の資格が得られることとし、貸付期間を規定する第7条に、第2項として正規の修業期間にかかわらず入学前に奨学資金を貸し付けることができる規定を追加しております。なお、入学を予定する者とは貸し付け申請の書類に合格通知など、合格を証明する書類を添付していただくことで確認を行う予定としております。

次に、入学前貸し付けを受けた後に変更が生じた場合の規定としまして、状況の変更等が生じた際の届け出を規定する第9条において、第2号として入学を予定する高等学校等に入学しなかったときを追加しています。第9条第3号及び第4号は第2号の追加により号の繰り下が

りと号の増を整理したものでございます。

次に、第10条第2項として、本市が貸し付け対象としている高等学校等に入学しない場合は、貸付停止をする旨を追加したものです。なお、参考までに改正予定の条例施行規則案を提出のほうをさせていただいております。以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

この議案を上程された理由というか、きっかけみたいなものがありましたら、お示してください。

○教育総務課長

議案のほうを上程しました理由でございますけれども、昨年度より条件付きではございますけれども、奨学資金の免除規定のほうを設けさせていただいて、今年度の奨学生のほうから、ご利用させていただいております。申し込み応募状況としましては、一昨年、平成29年度が新規募集、応募としましては高校2人、大学4名であったものが、今年度は高校生が23名、大学生が22名、合計で45名ということで非常に多数の応募がっております。こういうふうな多数の応募状況を鑑みの中で、現実問題としまして、大学などに進学する場合というのは、学校推薦、また私立大学などというものは、非常に早く合格決定がうたれている状況もございます。そういう状況を鑑みまして、合格発表の後、入学金、また前期授業料の納付といった現状もございますので、そういったものにできるだけ対応していった、幅広く利用しやすい奨学金でありたいということで、今回提案に至ったものでございます。

○永末委員

実際に使われている方からの、そういった要望もあって、そういうことを受けた上での改正というか、そういった流れということでもいいんですか。

○教育総務課長

はい。そのとおりでございます。

○永末委員

今かなり高校生にしても大学生にしても、使われる方がふえたということで、お話しがあったんですけど、この予算の分として、今後これを拡充していこうというふうなお考えとかはあるんでしょうか。

○教育総務課長

今後の拡充についてでございますけれども、昨年度の募集から奨学金、条件付きではございますけれども、免除規定を設けさせていただきました。現在につきましては、この制度の定着を図るということで、ご質問の拡充については、今のところはちょっと検討のほうはしていない状況でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

使い勝手がいいようにというか、そういうことで改正をされたということですけど、私の記憶の限りでは、日本育英会などの奨学生は先に試験を受けておくんですね。それで資格という形で、合格したら資格というものをもって、入学したときに申請するという形になっているんですね。そしたら、そういう入学してからの資金繰りといったらおかしいけど、いろんなお金を払っていくことを考えながら、やっぱり入学する学校も考えると思うんですね。そこまでするんだったら、もう少し進めて、合格通知を持って来いじゃなくて、その前に、資格みたいなものを与えておいて、通って申請してくださいというような形のほうが、はるかに使いやすいと思うんですけど、どうでしょうか。

○教育総務課長

ご質問通り、前の日本育英会などにつきましては、ご質問のような形をとっているかと思えます。今回の改正におきましては、あくまでも本人が希望される場合にそういった手続がとれるような形ということで、入学支度金ではございませんけれども、入学前の奨学金の交付を可能としたものでございます。おっしゃられるように、入学後まで見据えた中で、ご本人またはその世帯の方が経済的な部分についての計画を持って、入学後で私たちはいいというのであれば、それはそれで対応できるという形にはなっております。

あわせて説明のほうが少し不足しておりました。今回の奨学資金の改正においては、先に奨学生として募集をしていただいた方で奨学生としての決定は先に行います。その上で、必要に応じてそれぞれのご家庭が、申請をいただくという形になっております。

○城丸委員

ちょっとわからなかったんですけど。奨学生の資格というのは、どうしたら奨学生になれるんですか。

○教育総務課長

ことしの例で言いますと、7月に奨学生の募集のほうをさせていただきました。募集の結果につきましては、人数が超過しておりましたもので、9月の終わりに選考試験のほうを行って、10月に奨学資金貸付審議会を行い、そこで奨学生の決定を行っております。人数超過の場合であっても、10月には奨学生としての内定のほうが出るわけでございます。この後に、先ほど申しました私立大学や学校推薦などで合格発表が出れば、その合格をもって奨学生として資格を得るという形になります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします「議案第107号 飯塚市奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第108号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第108号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明を申し上げます。議案書17ページをごらんください。

本案は、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改正となり、放課後児童支援員の資格要件が追加されたため、関係規定を整備するために提出するものです。

改正内容につきましては、学校教育法の改正で専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、専門職大学制度が設けられることとなったことにより、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」において、放課後児童支援員の資格要件に「専門職大学の前期課程修了者で、規定された学科・課程を修了した者」が追加されたため、飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例、第10条第3項第5号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加えるものでございます。施行日は平成31年4月1日となります。なお、新旧対照表を18ページに添付しております。以上、簡単ではございますが、議案第108号の説明を終わります

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今、専門職大学というふうに言われていましたが、どのような大学なのでしょうか。

○学校教育課長

専門職大学とは、大学制度の中に実践的な職業教育に重点を置いた仕組みとして制度化された学校でございます。質の高い職業人の育成を目的としていると。中身といたしましては、観光、農業、情報、リハビリテーション、ファッション、医学、医療等専門職業人の養成を目的とする新たな教育機関として、前期課程の修了のものは、短期大学卒業者と同等の教育水準を達成することとされ、短期大学士相当の文部科学大臣の定める学位が授与されることになっております。2019年度4月には、第1校としまして高知のリハビリテーション専門大学のほうができるように認可されております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

この放課後児童クラブ事業に関しては、以前からちょっと質問のほうもさせていただいておるんですけど、ちょっと現場のほうのお話を聞く中で、現場の職員の数が足りないというふうな話も聞いております。現時点、児童クラブの所管を、たしか数年前に変えられて、教育の一貫性を持たせるというふうな方向で進んでいるかと思うんですけど、実際にそれをそういうふうに方向づけたのも、従業員というか、そういったことに就かれる職の方をできるだけふやすというふうなお話もあったかと思うんですけど。例えば学校を卒業された方、教員の関係の方とか、そういった方を含めて、できるだけ人材を広く入れていこうというふうな話があったと記憶しているんですけど、実際にそのあたりで、今回もそういった部分の視点での改正かと思うんですけど、どのぐらい現時点で、就業者数がふえてきているのか、またふえる見込みがあるのかご答弁いただけますか。

○学校教育課長

現在、本年度以前もご報告させていただきましたとおり、支援員の数自体は基準数は満たしているものの、まだまだ十分な量は確保できておりません。そのため、さまざまな形で広報をし、支援員の募集を行っているところでございます。これが現状でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第108号 飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第117号 訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○文化課長

「議案第117号 訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割請求）」について、説明いたします。議案書の41ページをお願いいたします。鹿毛馬神籠石敷共有物分割請求については、さる平成30年9月議会において議決をいただきました、国指定史跡鹿毛馬神籠石共有物分割

請求について追加提起をするものです。

前回、鹿毛馬神籠石につきましては、民有地が9筆、所有者6名のうち、3筆、所有者2名は訴えの提起を行い、残り6筆、所有者4名の民有地につきましては法定相続人と個別協議を進め、売買による取得予定と説明しておりましたが、名義人が同じ2筆の物件につきまして、法定相続人が多数存在し、持ち分もわずかであり、売買契約締結による移転登記が困難な状況のため、福岡地方裁判所飯塚支部に共有物分割請求訴訟を行うものでございます。

議案書の43ページに国指定史跡鹿毛馬神籠石内の今回該当地の位置図を掲載しております。なお、各被告人全員に対しては公有地化のため法的方法による手続を行うことは予め連絡をしています。今回の訴えの結審後、公有地化は全て完了します。

前回の審議いただいた折に、鹿毛馬神籠石の評価についてまだ解明されていない点が多く、今後、国と協議しながら調査したい旨を説明しておりましたが、参考資料としまして、「史跡鹿毛馬神籠石」を提出させていただいておりますので、説明させていただきます。資料をお願いします。

「1. 神籠石」では、神籠石の概要として、神籠石は全国に16カ所存在し、古代の重要な遺跡とされていること、「2. 鹿毛馬神籠石」では本市に存在する鹿毛馬神籠石の状況として、列石が約1800個、全長2キロにわたっていること。水門が2カ所あること。「3. 経緯」としまして、貝原益軒による紹介、地元の掘り起し、発掘調査、保存計画等の策定経緯、国の指定時の解説等を掲載しております。3ページ、4ページに遺跡の写真を参考までに掲載しております。以上、簡単ではございますが、議案第117号についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第117号 訴えの提起（鹿毛馬神籠石敷の共有物分割等請求）」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第142号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○学校教育課長

「議案第142号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。追加議案書15ページをごらんください。

提案理由といたしましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例が改正されることに伴い、福岡県公立学校職員の給与の改定が行われることとなりましたので、これを参考に本市教育職員の給与を改定するものでございます。提案内容といたしましては、地域手当につきまして第7条第2項の地域手当の月額を算定する支給率をこれまでの100分の4.6から100分の4.63に引き上げ改定するものです。また別表の改定を行い、給料月額を全号給で増額改定いたします。施行日は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。なお資料といたしまして、新旧対照表を議案書18ページから20ページに記載しております。以上、簡単ではございますが、議案第142号についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第142号 飯塚市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第18号 教室エアコン設置に関する請願」を議題といたします。

お諮りいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に委員会を開催し、紹介議員から趣旨説明を受けた後に、審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市教育委員会事業評価結果（平成29年度分）について」報告を求めます。

○教育総務課長

「飯塚市教育委員会事業評価結果（平成29年度分）について」ご説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、平成29年度に実施した事業の管理及び執行状況について、8月29日に点検・評価を行いましたので、その結果を報告するものでございます。資料の「飯塚市教育委員会事業評価結果報告書」により、ご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。

「Ⅰ はじめに」において、本報告書を作成する目的等を法の規定を抜粋して記載しており、「Ⅱ 飯塚市教育委員会について」では、飯塚市教育委員会の組織、構成などを掲載しております。

2ページをお願いします。「Ⅲ 教育委員の活動状況」では、2ページから4ページにかけて、教育委員会会議の開催状況や研修会、学校訪問などへの参加状況等、主な活動状況を記載しております。

5ページをお願いいたします。「Ⅳ 平成29年度事務事業評価」では、飯塚市教育施策要綱に掲げた主要施策を達成するために取り組んだ主な事業を点検・評価の対象とし、各事業の達成状況については、福岡教育大学の先生と元小学校長の先生、2名の外部評価の先生方から、「A：達成している」、「B：概ね達成している」、「C：課題がある」、「D：事業見直しが必要」の4ランクで評価をいただくことを記載しております。また、この外部評価に際しまして、評価者と各担当部署との間で、事業ごとにヒアリングを実施しまして、事業内容等の詳細について意見聴取を行った上で、評価者の合議のもとに評価いただいております。

5ページの「2 全体評価結果」につきましては、ここでは、学校教育分野5事業、社会教育分野5事業の計10事業を点検評価の対象としまして、それに対する集計結果を記載しております。その結果、Aの達成が5事業、Bの概ね達成が5事業、Cの課題がある、Dの事業見直しがゼロという結果となっております。

6ページ、7ページには、事業全体を通して、それぞれの評価者から講評をいただいております。いずれの先生からも全体的に適切に実施されているとの評価をいただいておりますが、それぞれの事業に対し、専門的なご意見もいただいております。主なものとしましては、学校教育分野での「小中一貫教育推進のための研修会の充実」につきましては、研修の成果として、研修回数や参加率だけでなく、参加教職員の満足度や充実度の調査や、研修後による学習指導

や生徒指導が小中一貫教育の推進にどのように繋がっていったかを目に見える成果として地域に発信するなどにも努めてほしいこと。また「献立検討委員会による給食内容の工夫・改善」については、食育の推進を図る上では、どのような工夫・改善が、どういった成果を出したのかなど、目標値をさらに具体的にすることが求められていること。社会教育分野では、「社会教育行政に係る審議会等の開催」について、他市の審議会の情報収集等を行うなど、飯塚市の社会教育行政の発展と促進のために各種審議会の充実に努めてほしいこと。また、「飯塚総合文化祭の実施」については、今後は入場者へのアンケート実施や満足度などの調査も必要と考える。こういったご意見等をいただいております。

8ページから10ページまでは学校教育分野の5事業を、11ページから13ページまでが社会教育分野の5事業について、それぞれの評価結果を記載しております。内容の説明は省略させていただきます。

次に、14ページから28ページにかけまして、各所管課において作成しました点検及び評価シート10事業分を添付しております。最後に29ページから31ページにかけまして、平成29年度の教育委員会会議における議案等の一覧表を添付しております。以上報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

今読み上げられました資料の5ページのほうなんですが、全体集計結果というところで、今説明がありましたけど、学校教育分野で5事業、社会教育分野で5事業の計10事業の選定を行うというふうな感じですけど、これは全体として全てで何事業あって、その中から10事業選定されて、どういった理由でこの10事業が選定されたのかお答えいただけますか。

○教育総務課長

全体の事業数につきましては、113事業ございます。選定の状況でございますけれども、こちらのほうは、一応毎年10事業ずつやっております、基本的には被らないような形での選定を前提に、まず第一番に考えております。その中で外部の評価をいただいたほうがふさわしい事業、こういったものについて政策的かつ継続的な事業であるか、これまで点検評価を受けてないか、そういった部分につきまして、教育部内で検討しまして、所管課長また教育部長を含めて事業の選定を行っているところでございます。

○永末委員

では教育部内でまず113事業のほうから10事業に絞り込んでいって、この10事業について、ここで評価を受けた結果ということですね。今のお話だと113から10事業を選び込んでいくという部分で、各年度重ならないように選定されているということなんですけど、これは113事業それぞれ、全ての事業を基本的には審査していかなくちゃいけないんじゃないかなと思うんですけど、それは毎年毎年、同じようにはならないようにやっていっているということでしょうか。

○教育総務課長

毎年同じようにならないようにやっていっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「小中一貫校飯塚鎮西校における事故について」報告を求めます。

○教育総務課長

「小中一貫校飯塚鎮西校における事故について」ご報告いたします。本件は、10月29日、

月曜日の午後5時頃、小中一貫校飯塚鎮西校において、屋内運動場大アリーナの目的外使用中に発生した事故について報告するものでございます。

事故の概要は、地域のジュニアバレーボールクラブが飯塚鎮西校の大アリーナで練習中に、大アリーナの引き戸構造の木製防球扉が練習のためうつ伏せになっていた児童に倒れ掛かり、下敷きとなった児童が負傷したものでございます。事故当時はジュニアバレーボールクラブの指導者2名がおられました。また、中学校体育教諭が偶然事故現場に通りかかったため、迅速に学校長まで連絡を行い、学校から救急車の手配及び保護者への連絡を行い、指導者のうち1名が負傷児童とともに病院へ行き、残った指導者1名が他の児童の取りまとめを行っていたところでございます。

また、学校から教育委員会へ事故連絡が入りましたので、教育総務課、学校教育課関係職員が飯塚鎮西校に向かい、負傷児童の状況、また現場の把握確認のほうを行いました。負傷した児童の状況でございますが、当日の病院での検査結果は異常がありませんでしたので、保護者と一緒に帰宅され、翌日は学校をお休みし自宅で様子を見られていましたけれども、特に問題はなく、その後は登校できております。本事故での被害児童の治療診察に要した費用につきましては、学校施設目的外使用中に起こった事故のために、学校施設賠償責任保険の適用となります。

次に、倒れ掛かった防球扉についてでございますが、事故現場見取図のほうを資料として出しております。そちらのほうをお願いいたします。

防球扉は、大アリーナと校舎内廊下との2重仕切りのうちの大アリーナ側の仕切りとなっている引き戸構造の4枚組の扉でございます。同様の構造の扉が大アリーナ内には他に2カ所あり、全部で3カ所から校舎内廊下へ行くことができるようになっております。倒れ掛かったのはそのうちの1カ所の4枚組のうち1枚で大アリーナ側から校舎廊下に向かって見て右端の仕切りとなっている部分の左端の扉で、1枚の扉のサイズは縦がおおよそ2.1メートル、横幅が約1.2メートルの木製扉でございます。

扉は引き戸構造ですので鴨居に扉上部が入って、敷居の上に扉の下部が乗ってスライドするという造りになっています。倒れ掛かった原因でございますが、先ほど申しましたように事故直後、現場に急行し事故の状況をジュニアバレーボールクラブ指導者から聞きましたところ、扉はゆっくりと児童に倒れ掛かったとのことで、原因究明のために扉がゆっくり倒れ掛かる状況を再現しようとしたら、扉が鴨居あるいは敷居にきちんと取り付けられている状況では、扉は外れることはなく、扉を鴨居と敷居から完全に外し、斜めにしたところ、扉は不安定となり、振動や衝撃で倒れ掛かるような状態となりました。以上のことから、本事故は引き戸構造の防球扉が何らかの原因で鴨居と敷居から外れた状態であったことが原因というふうに考えております。

なお、本事故は翌日すぐに建築課に連絡し、防球扉の点検と早急にできる鴨居部分の引っ掛かりの高さ調整、転倒防止用の金具の取り付け等を行いました。現在は万が一、鴨居と敷居から扉が外れても倒れ掛からないよう抜本的な改善を行っております。以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○永末委員

今の報告のほうでどういった状況なのかというのが、報告としては大体そういったことで、今回起こったというのはわかったんですけど、すみません、ちょっと再度確認になるんですけど、通常きちんと扉が収まっている状態では倒れようがないということを確認されたということですけど、でも実際には倒れかかってきたということに関しては、事実は事実ということで、調査されているということでもいいんですかね。

○教育総務課長

そのとおりでございます。

○永末委員

設置されている状態だと倒れようがないので、実際倒れてきたという事実があるということであれば、それは外されて置かれていたというふうなことが推測されるということではないでしょうか。

○教育総務課長

推測としましては、引き戸構造の扉でございますために、何らかの原因で扉の下のほうに非常に強いボールが当たったとか、もしくは練習中でございますので、いろんな条件で敷居の上に乗っている扉の下のほうを間違っただけで蹴ってしまったとか、いろんな状況が考えられると思います。そういったところで、今回扉のほうは何らかの原因で敷居から外れ、そして次に鴨居のほうからも外れていたというふうにご覧いただいております。

○永末委員

推測になってくるので何とも言いようがないかと思うんですけど、そもそも木製防球扉とふうな物ですね。防球扉というのは、球を受けても大丈夫なような構造の扉というふうなことなんですかね。そもそも防球扉というのはどういうことで設置されているのか。

○教育総務課長

ご質問のとおり防球扉ということですので、中でボールを使った競技が行われるときに、そのボールが先ほど説明の中で申しました本校舎の廊下側に行かないような形でボールを防ぐというふうな意味合いの扉でございます。同様の扉の構造としましては市内では穂波東小中一貫校、こちらのほうについても同じような形の構造になっているところでございます。

○永末委員

先ほどのお答えも推測での原因なのであれですけど、例えば球が当たってこれが外れたとかということであれば、そもそも機能してないということも言えると思いますし、そのあたりが、本当に起こり得るのであれば、どうなのかなというふうに思わざるを得ないんですけど。実際、この施工された業者さんに今回のケースというのは報告されているんですか。

○教育総務課長

施工業者のほうにもすぐに連絡はしております。

○永末委員

連絡されてどういうふうな見立てをされたんでしょうか。

○教育総務課長

設計、施工については、きちんと施工のほうがされているということを確認しております。

○永末委員

実際、今回のケースが起こってしまっているわけですけど、それはその施工業者さんはどういうふうに説明されているんですかね。

○教育総務課長

説明としましては、具体的な説明のほうは受けてはおりません。ただ施工に関して何か問題があったか、または設計に関し何か問題があったのかという部分に関しては、特に問題なかったと。ただおっしゃられますように、実際起こり得たものでございますので、今回取った抜本的な対策としましては、敷居の後ろ側に角材というんですかね、ああいうものを後に打ち付けまして、敷居から校舎側のほうに、下の敷居からずれていかないような形で、扉のほうを安定させていると。また、4枚扉そのものについても、横にワイヤーを通すような形で、それぞれの扉のほうにワイヤーにかけるフック、丸いやつなんですけれども、そちらのほうを通しまして、万が一に鴨居、敷居から扉のほうが両方外れても、このような事故が二度と起こることがないように対策をとっているところでございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「飯塚市文化会館（飯塚コスモスコモン）改修計画の策定について」報告を求めます。

○文化課長

飯塚市文化会館（飯塚コスモスコモン）改修計画についてご説明いたします。資料「飯塚市文化会館（飯塚コスモスコモン）改修計画」をお願いします。

飯塚市文化会館（飯塚コスモスコモン）改修計画は、天井耐震性強化、長寿命化を図り、文化活動拠点としての施設機能を維持し、安全な施設として市民に供するため、効率的な改修を行うため策定したものでございます。

改修計画1ページ、経緯といたしまして、飯塚文化会館は平成4年に開館以来、文化・芸術の拠点として中心的な役割を担っておりますが、開設から27年が経過し、経年劣化や各種設備の更新等が迫っており、また特定天井の問題解消を図り、施設機能を維持するため、計画を策定したものでございます。

「第1章 文化会館の現状」におきましては、施設概要を示すとともに、市民文化の向上と福祉の増進を目的とし、筑豊地区の代表的なホールとして、毎年二十数万人の利用がされていることを掲載しております。

4ページ、第2章 「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針」における施設等の運営・維持管理を見直すための10の基本方針を示し、公共施設等利用状況調査では、文化会館は優先的に保持していくべき施設として高い評価を得ており、公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の中では、今後も維持していく施設とされていることを示しております。

5ページ、「第3章 改修に関する基本的考え方」として、開館当初から有する施設機能の維持のための改修であることと、天井耐震工事を実施することで、施設を60年間活用することを基本的な考えとし、6ページに記載のとおり、安全性、劣化改修、利便性、経済性、文化施設機能性の5つの視点を持って改修を行うこととしています。なかでも安全性につきましては、この文化会館は不特定多数が利用する施設であること、地域防災計画の中で指定避難所として位置付けられていること等から安全な施設設備を備える改修を行うことを基本的な視点の第一に掲げています。7ページに改修箇所別に主な改修実施項目を記載しております。

9ページ、「第4章 今後の進め方」において、安定した施設活用に供するため、費用対効果を見据え効率的に実施することし、地域防災上の観点からも天井耐震性強化を優先して実施することとしております。改修スケジュールとして改修期間を5年間とし、天井耐震改修を優先実施し、あわせて実施する改修工事と別途実施する工事を振り分け、効率的に実施することといたします。

10ページ、表3の改修スケジュールのとおり、実施設計には16カ月、改修工事では大ホールは13カ月、中ホールは11カ月、大ホール、中ホールの共通工事として7カ月を要する見込みでございます。また、緊急を要する工事等も早急に実施する必要があります。

改修工事の実施に当たっては、文化会館は現在、指定管理者制度を導入しており、指定管理者及び文化団体等利用者との協議も今後行う必要がございます。

11ページ、「第5章 改修に必要な事業費見込み」として、表4のとおり5カ年概算で23億6683万1千円を見込んでおります。今後、実施設計を行う中で事業費の精査を行うとともに、交付金や地方債等を効果的に活用するため、関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

報告を終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今、文化会館のスケジュールの中で、大ホールが13カ月、中ホールが11カ月ということで、9カ月くらい重なって工事になるんですかね。飯塚市が後援等をしているイベント等がその間にあると思うんですけども、そういったイベントに関して、この期間はどのようにされるのかお伺いします。

○文化課長

今のご指摘の休館期間につきましては、事業の実施時期の変更、または代替施設による対応を考えております。今後は関係機関と調整をいたしまして、できる限り支障のないような事業運営を行ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

工事費の分なんですけど、事業費として23億6千万円強を予定されているかと思うんですけど、財源の話も少し触れられていたかと思うんですけど、もう少し細かくご紹介いただければ、お願いします。

○文化課長

事業費につきましては、国が示します公共建築工事共通費算定基準に基づきまして、概算で算出しているところでございます。今後、実施設計の中で、より精査をしていきたいというふうに考えております。財源につきましては、その概算額に対しまして現在のところ、交付金、起債等を充てるようにしており、一般財源としましては4億6千万円程度要するのではないかとこのように試算をしております。

○永末委員

コスモスコモンの分ですので、恐らく多くの市民の方に利用されて親しまれている施設であるので、ここを改修工事するという点に関して、多くの市民の方は納得されるんじゃないかというふうには私思うんですけど、といいましても、やはり財源との調整というのは当然必要になってくるかと思うんですけど、その中で今、市として財政見通しを過去3回ほど、近年、計画されてやってきているかと思うんですけど、その見直し上では、実際にこの改修工事というのがどの程度で見込まれておったんでしょうか。

○文化課長

昨年出されました財政見通しでは、コスモスコモンの改修につきましては、約17億円程度を見込んでおりました。今回、財政見通しにつきましては、先ほど説明しました特定天井、この分がちょっと上乘せになって、23億円ということで、財政見通しの見直しも今後必要になるということで、今市長部局と協議をしているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成30年7月豪雨による被害状況等について」報告を求めます。

○防災安全課長

「平成30年7月豪雨による災害状況について」、8月に開催された4常任委員会提出後の状況について報告いたします。報告につきましては、内容等が変更した部分のみとさせていただきます。

まず、1ページの災害被害状況ですが、人的被害、重傷2名は変更がございません。その下の軽傷3名は8月の報告以降に判明しております。その下、住家被害以降についても被害数が増えた部分に下線を付けております。なお変更被害数については、全て増加となっております。また、下段にある災害対策本部の日付等を追加しております。

2 ページの浸水等自治会別被害状況は、1 ページの住家被害、非住家被害数の自治会別内訳となっております。

3 ページの平成30年7月豪雨災害による被害総額は、公共施設、農林関係、商工関係、その他の4つの被害額で、一番下に被害総額24億3579万1千円となっております。なお、個人住宅の被害額については、把握することができておりません。

4 ページ、警報発令状況一覧、5 ページ、災害避難者報告、6 ページから7 ページ、行動記録については変更がございません。

8 ページの降雨量及び水位等調べは、数値の変更はございませんが、氾濫危険水位の5.4メートルを超過した6日16時から21時までの水位に網掛けをしております。

9 ページ、被災者救済制度執行状況は、表の右側に件数、金額、数量等を加えております。また、一番下の欄に、利子補給交付についてが追加になっております。

10 ページの各排水機場等運転開始時間及び開始水位、市営住宅一時入居者は、一番下の表、市営住宅一時入居状況一覧表の太線で囲った11月30日現在を追加しております。

11 ページの災害ごみ、消毒、し尿処理状況は、前回報告時に7月の日付順に報告していましたが、その後11月まででございますので、月単位の表で報告しております。なお、今回の災害に対し飯塚市へ来て頂いた応援団体について、自治体名で記載をさせていただいております。

12 ページのボランティア関係は変更ございません。

13 ページの災害義援金等調べについては、まず飯塚市の被災者に対し、民間協会等の団体、個人、官公庁から送られてきた義援金等の合計1035万5134円、飯塚市に対し、官公庁から送られてきた見舞金60万円、各法人から送られてきた経口補水液などの義援品となっております。

被災者に対する義援金の配分金額については、同じページの真ん中に記載しております。人的被害で3カ月以上の治療を要する方については42万5千円、3カ月以内の治療を要する方については25万5千円、半壊1世帯当たり42万5千円、床上浸水1世帯当たり8万5千円と飯塚市災害義援金等配分委員会にて決定し、12月7日より交付を開始しております。

14 ページ、災害見舞金交付件数は、件数の右横に交付した金額の合計を追加しております。

15 ページの総合相談窓口受付集計は、変更がございません。

最後に、16 ページの7月豪雨検証会の総括は、1の(3)、4の(2)について、11月22日に災害対策本部と関係機関の連携についての検証会を開催し、今後の情報共有、さらなる協力体制を行うこととしております。以上、報告です。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

まず、ちょっと資料のほうからなんですが、2 ページの浸水等自治会別被害状況というのが示されているんですけど、本市はハザードマップを作成しているかと思うんですけど、このハザードマップでの浸水想定がされている地域と今回の実際の被害状況との重なりというか、そこら辺の検証というのは、今回されていますでしょうか。

○防災安全課長

今、ご質問がありました部分につきましては、いわゆる来年の3月までに、飯塚市において、レベル2のハザードマップの作成に入っております。その条件につきましては、まだデータ等、県の方、国の方等を重なり合わせて、飯塚市独自のいわゆるハザード浸水範囲というものを、現在作成中でありまして、まだ検証には至っていないのが現実でございます。

○永末委員

実際、私も今回の災害のとき、庄内地区で消防団として待機もしておったので、ちょっと被

害状況等も地元のほうでは見ていたんですけど、その部分に関しては、本当にびっくりするぐらいハザードマップでの浸水地域というのと重なっていました。ですので、ハザードマップの存在というのは、今後の対策を考える上でしっかりと精度を高めていく必要はあるかと思うますので、ぜひその検証のほうを急いで結果を出していただきたいというふうに思います。

それと、3ページの被害総額24億円強が示されているんですけど、このうち、市のほうが実際に負担といいますか、市のほうの被害額として出されている分というのは、どのくらいになるんですか。

○防災安全課長

こちらの大きな1番の公共施設被害額の部分で、いわゆる市の予算として、住宅施設それから、道路、橋梁等、こういったものの件数がこちらに示しております。この分の内訳の金額につきましては、こちらのほうにちょっと記載はしておりませんが、こういった部分には内数としてこの部分が入っております。

○永末委員

今の答弁ですと、3ページの1、2、3、4と振ってありますけど、1番の分が飯塚市の被害額というふうな認識でよろしいですか。

○防災安全課長

失礼しました。そのとおりでございます。

○委員長

本当、4とかもそうでしょう。ほかにもあるでしょう。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:13

再 開 11:14

委員会を再開いたします。

○防災安全課長

大変失礼しました。飯塚市の部分として、1番の13款の災害復旧費、それから4番の6款農林水産業費、それから8款の土木費が入っております。

○永末委員

額としては、認識されていますか。

○防災安全課長

額としましては、1の一番上にごございます18億8245万9千円、それから4の1億1360万6千円という金額となっております。

○永末委員

では、1と4を加えた分が市の公的な被害額ということかと思うんですけど、そのうち飯塚市の単費で実際に負担することになるというか、そこはもう決まっているのかどうか。というのも、交付税で少し返ってくるというふうな話もちょっと聞いた記憶があるんですけど、そのあたりで、要はどのくらい、こんなに被害が引き起こることは想定されてなかったでしょうから、実際に出ていっているのかなという部分が知りたいんですけど。そのあたりというのは今、わかりますか。

○防災安全課長

申し訳ございません。ただいま資料がございませんので、そこの数字についてはちょっと、現在――。

○永末委員

ちょっと、その分もまた示していただいてもいいですか。ちょっと聞いた限りで、まだまだ最終的な確定じゃない段階で、総額で10億円ぐらいの被害が出ていて、ただ被害が出てるけども、そのうち、かなりの部分が国から交付税か何かで補填されるので、全てが市の単費持ち出

しではないんですよという話をちょっと聞いた記憶がありましたんで、そのあたりのちょっと正確な数字が報告いただければと思います。

あと、16ページのほうの、先ほどの検証の総括ということをお話しされたかと思うんですけど、その上の中の1番の(3)とか、4番の(2)ですかね、それに関しては11月の訓練か何かをされた上で、こういった部分を加えられたというか、こういった部分が重要なんじゃないかというふうな感じで認識されているというふうな感じで受けとめたんですけど。1番の(4)の情報収集体制とかいうのは、私のほうも一般質問でも何度かさせてもらっておりまして、実際にこういった提案をさせてもらいました。やはり大規模な今回の災害であるとか、大きな震災が、直下型の地震とかが起きたときに、そこまでたどり着けない状況というのが、やっぱり他の地域の災害状況を見て感じましたので、やはり、その地域地域の細かい単位での情報収集というのをどうやっていくのか、そういったことをやるために、地域地域での情報収集ができる体制というのを整えてほしいというふうな話をさせてもらっていたと思うんですけど、そのあたり、今後こういった形で進められるご予定なんですか。

○防災安全課長

地域地域での活動につきましては、現在、防災リーダー研修もしくは自主防災組織等を飯塚市のほうでお願いしている状態でございます。その中において、現地においてまち歩き、それから、みずからのいわゆる避難場所にたどり着くまでの経路、そういったものを飯塚市と一緒に研修をしていただくような方向で考えておりますし、実際に、その分のまち歩き、11月には八木山のほうで行ったりしております。

○永末委員

その体制をいつぐらいまでにつくり上げるお考えなんですか。というのも何度も申し上げているように、いつ何どき起こるかわからないというところで、備えがされるべきだと思うんですけど、そういったことが少しずつ前進しているというのはよくわかるんですけど、そのあたりをどういった形で計画でつくり上げて、そういう収集体制をやっていこうというふうに考えているのか。最後のどのぐらいまでにやりたいというふうに考えられているのかというのをお示しいただけますか。

○防災安全課長

自主防災組織につきましては、自治会単位でつくっていただくのが理想としております。数字に関しましては279自治会という形にはなりますが、ただ自治会の状況等によっては、どうしても自主防災組織がつかれない自治会等が存在しているのも、飯塚市のほうとしてはつかんでおります。そういった場合につきましては、例えば隣の自治会同士とか、まち協単位でつくっていただくとか、いろんな方法があると思います。それで、数字だけで言わせていただければ300弱の自治会ということになりますので、年間50自治会を目指しておりますので、約5年から6年はかかるであろうというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

ちょっと今のことに関連してちょっとお聞きしたいんですけども、今、まち協単位で自主防災組織があるのは、10ぐらいありますよね。まち協単位は、10ぐらいあると思うんですね。2つくらいなかったと思うんですね。今聞きよったら、自治会単位で自主防災組織をつくれということですけど、例えば、そこで一番中心になるのは、やっぱり消防団とかそういうところですよ。消防団とかそういうところが一番中心になって防災に対して動きますよね、動くと思うんですよ。といっても、消防団とかいうのは自治会単位ではできていないんですよ。全ての自治体をまたぐようにできているんですよ。そんなところで実際、現実問題として、自治会単位で自主防災組織ができますか。というのがね、防災リーダー研修にうちも行って

るんですけどね。例えば消防団あたりを、どういうふうにして自主防災組織に入れるかというのは非常に混乱しているんですよ、わかっていますか。今、10くらいできていると思うんです、まち協単位では。まち協単位でつくってくださいというのはわかるんですよ。ただ自治会単位で、実際問題としてできますか、防災組織が。どう思いますか、本当につくる気ですか。

○防災安全課長

先ほども少し申し上げましたが、いわゆる小さな自治会単位でつくるとするのは非常に無理があるというのは十分認識しております。そこで、中には大きな自治会もありますので、自治会単位のほうでお願いしているところではございますが、まち協単位で自主防災組織、それから防災活動についてお願いをするということもありますし、きめ細やかな自治会単位での活動について、もし可能であるということで手を挙げていただけたところ、それからそちらの分については、飯塚市としてはできるだけ自治会単位のほうでお願いしていきたいというところがございます。

○城丸委員

例えば、私が住んでいる大日寺での自治会の加入率は40%を切っているんですよ。それで自治会単位でつくって、残りの60%はどうするんですか。そうじゃないでしょう、自主防災組織というのは。今までずっと言ってきたのは、まち協単位でつくってくださいと。まち協単位で消防団も組織されたものがあるから、そういうのを活用してやっていきましょうというのが本当の自主防災組織でしょう。それを自治会単位で防災リーダーをつかって、自治会長と2、3人でできるわけがないでしょう。医療もいるわけでしょう、炊き出しもいるわけでしょう。もうそれで市のちっちゃいやつ、市がやっているようなものちっちゃいやつをつくるわけでしょう。地域でやりましょうというのを。それを自治会単位でやれなんていうのは難しいですよ。本当にできると思っていますか。

○総務部長

今、委員も申されるとおり自治会においては非常に小さなところ、あるいは活動がなかなかないというところがあるということも十分承知をいたしております。特にそういうところもありまして、いわゆるこの防災に関する考え方も、非常に温度差があるというのを我々も認識をしているところでございます。非常に積極的な自治会は、自分たちのほうから積極的に進んで来られて、自治会単位でしたいという思いを持ってこられて、我々のほうに言われてこられるところもございます。だから、そういう思いを持ってしておったわけでございますけれども、確かに、まち協単位であることを当初目標としておりました。最初のときにですね。ただ、まち協単位だと、今度逆に大き過ぎるのではないかという、いろいろな意見もいただいております。そここのところが今申されるとおり、自治会単位だけでいけるというようなことを私どもも思っておるところではございませんので、そここのところの状況、地域の状況、そこを踏まえながら、我々がその地域に入っていくながら、その地域ではどういった単位がいいのか、そういったことを認識しながら、この組織の啓発化、組織の立ち上げ、こういったことに支援をしてまいりたい。また、一緒に取り組んでまいりたいという思いでございますので、どうぞご理解をいただければと思っております。

○城丸委員

さっきも言いましたけど、自治会の加入率が下がってきているんですよ。自治会単位というけれども、その自治会に入っている人しかいないわけじゃないですか。そうじゃないでしょう、災害とかいうのは。まち協は自治会と関係なく、今やっていますので、その全部を巻き込んでいくとしたら、やっぱり、まち協単位でいくべきでしょう。それで今、1年に50自治会とか、そういう見通し、目標を言われていましたけれど、できるわけがないじゃないですか。例えば今、まち協でも旧町はもう1つずつしかないですよ。あれは大き過ぎるかもしれませんが、旧飯塚市あたりは、そんな大きくないでしょう。それやったら、今さっきも言いましたけど、

消防団とかそういうのが、もうこの災害のときには一番中心になってやるところでしょう。消防団は、どれくらいの単位でできているかはわかりませんが、ほぼまち協単位ぐらいあると思うんですね。だから、その辺を現実とやっぱり——。防災リーダーをつくるのはいいですよ、地域に。それはいいと思います、絶対。ただ、そこで組織をつくるなんていうのが、ちょっと全然、地域を知らないんじゃないかというような感覚になります。もう少し考えてほしいと思います。

○総務部長

はい、おっしゃるとおり、十分そこは認識いたしております。今、地域防災リーダーの話が出ましたけれども、地域防災リーダーについては、各自治会からお一人だけでも、必ず出てくださいということで、今お願いをしていっているところでございます。この地域防災リーダーの中で、地域防災リーダーと市が協議しながら、じゃあどういふその組織でいったらいいのか、自分のところの自治会だけでいいのか、いや、それではとても無理だよというようなことであれば、どういった複合的な組織がいいのか、こういったこともリーダーと市がかかわり合いながら、調整をしながら、自主防災組織の設立について取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願ひます。

暫時休憩いたします。

休 憩 11：28

再 開 11：39

○臨時委員長（城丸委員）

委員会を再開いたします。冒頭にありましたように、奥山副委員長が欠席されておりますので、飯塚市議会委員会条例第12条第2項の規定により、私が委員長の職務を行います。

それでは、「議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例」を議題といたします。兼本委員、江口委員、森山委員の3名から平成30年10月24日付で提出した修正動議の撤回請求書、及び新たに議員提出議案第4号に対する修正案が提出されております。

まず、修正動議の撤回についてお諮りいたします。平成30年10月24日付で提出された修正動議の撤回について、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、修正動議の撤回は承認されました。

次に、新たな修正案について、江口委員に説明を求めます。

○江口委員

改めまして修正案を提出させていただいております。資料に提出しております新旧対照表のほうで見ていただけましたらと思ひます。

まず目次ですが、後から説明します要保護児童対策地域協議会を書いております第4章を削除したことから、第5章の雑則を第4章とし、あわせて条についても変更しております。

次に第12条第2項ですが、児童虐待に係る通告等をした者との情報共有について、本会議及び委員会、また要保護児童連絡協議会の代表者会議でも慎重な意見が出されており、削除することといたしました。このことにあわせて、もともとあった第12条第2項のただし書き部分、「ただし、通告等をした者との情報共有については、個人情報保護に最大限の配慮しなければならない。」と書いていた部分についても削除をしております。

次に第16条についてですが、6月議会本会議において、上野議員から子育て支援団体の活動に対し、努めなければならないという定め方はどうかという指摘があり、再検討した結果、

各項において努めなければならないとしていたものを努めるものとする改めるものです。

次に第22条についてですが、行政との協議に基づき、文言を改めるものです。

次に、要保護児童対策地域協議会を定めておりました第4章については、第12条第2項同様、議論が二分されていたことから削除し、それに伴い第32条から第35条を5条ずつ繰り上げるものです。また第32条の守秘義務については、第4章削ること、それと第12条第2項から児童虐待に係る通告等をした者との情報共有を削ることにあわせ、改めるものです。

あと、施行日については平成31年4月1日と変更させていただいております。以上、修正案についての説明を終わらせていただきます。

○臨時委員長（城丸委員）

次に、提出者から本会議での審査要望に対する答弁が不足していた事項について、説明をしたい旨の申し出がっておりますので、これをお受けいたします。

○江口委員

6月22日の本会議において上野議員より、高齢者または障がいを持つ方々への虐待も社会問題になってきている状況でありますので、そういうふうな方々への虐待も包括したような条例にすることができればという審査要望がございました。確かに、他自治体では提案同様に、高齢者、障がい者に関する虐待も含めて防止する条例がございました。この点、我々も当初、高齢者、障がい者に関する虐待を防止することも含めて条例制定をしようかと検討いたしました。しかしながら、始めたきっかけが児童虐待であり、この条例を提案するまでにもかなりの労力が必要になること。また、高齢者、障がい者を含めて提案するとなると、さらに大がかりな作業が必要になることから、今回については、児童虐待に絞って検討することといたしました。

また、同じく上野議員より、関係者との協議の状況について確認をとる審査要望もなされておりました。要保護児童連絡協議会については、7月の協議会での協議、また補足の意見提出がなされており、協議会と行政との協議の中で、これ以後については行政と議会にお任せすることとされたことを聞いています。また、そういったことから、先ほど提案した修正案については、私どものほうから改めて関係者全員に諮るといったことはしておりません。以上でございます。

○臨時委員長（城丸委員）

ただいま江口委員から、本会議での審査要望に対する答弁がありましたが、執行部から審査要望に対する答弁について補足説明等はありませんか。

○福祉部長

6月22日の本会議で審査要望がありました関係者等からの意見の聞き取りですが、市は関係各団体の聞き取りといたしまして、6月定例会に上程されました条例案についての意見について、実際の業務の関係者で構成する飯塚市要保護児童連絡協議会において、各委員の意見の聞き取りを行いました。なお関係者等との協議内容といたしましては、これまでの答弁及び審査資料として提出をしているところでございます。

○臨時委員長（城丸委員）

説明が終わりましたので、修正案を含め議案全般に対する質疑を許します。なお、質疑に際しましては、提出議員または執行部のどちらに対する質疑であるかを明確にした上で、発言をしていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○永末委員

提出議員のほうにお尋ねいたします。まず、修正案という形で今回、提案がなされておまして、幾つか削除されておる部分が出てきているわけですけど、私も同僚議員のほうとも、この条例及び修正案について意見交換をさせていただいて、どういった考えを持っているのかというふうな形で聞いておるんですけど、やはりその中で、今回さまざまなショッキングな虐待事案が全国的にあがってくる中で、国としましても、より厳しい制度というのをつくり上げて

きている現状があるかと思えます。そういった意味で状況が刻々と変わってきている中で、先日も、たしか西日本新聞の一面だったと思うんですけど、児相の職員を2890人ふやすということを目指すとかですね、そういった部分でありますとか、市町村に支援拠点をつくっていくことを目指すとかいうふうな、大きな改革といいますか、改善が進もうとしておるわけですけど。そういった国の動きがある中で、やはり提案者としては、この修正案及び条例案というのを進めていかなくてはいけないというふうな考えに変わりはありませんでしょうか。

○江口委員

新聞に確かに出ており、私のほうも見させていただきました。あの分につきましては、7月20日に示された政府の緊急総合対策、それが年内に詳しいものが出てくるというふうな部分があってございました。その分の一部であるかと思っています。12月に出されるというふうな対策については、あくまで7月20日の緊急総合対策の枠の中で、それを実際に動かすためにどういったものをするのか、そういった部分が出てくるんだと思っています。これについては10月の委員会でも答弁いたしましたように、方向性として何らこの条例と整合性を欠くものではないと考えておりますし、片一方では私どもは政府の対策は、特に児童相談所等にきちんと力を入れますよというふうな方向であります。それはそれで大切ではあるんですが、私どもはその手前に、予防の部分が非常に大切であると考えており、市町村ができることはまだまだある。それをしっかりやるために、条例を制定し、皆様方にご努力をお願いしたいという条例であり、重なりこそすれ、お互いに排除するものはないと思っていますので、ぜひ制定いただきたいと考えております。

○永末委員

提案議員の考えも数カ月に渡って、この分を審議させてもらっていますので、大体のお考えというのは把握しているんですけども、再度重ねての質問になるかもしれませんが、再確認させていただきたいと思うんですが、今言われたみたいに、考えとしては一方で、国の制度がしっかりと整えられておるので、あえて市のほうでこういった条例案を制定する必要はないんじゃないかというふうな意見も当然聞いておりますし、一方で提案議員のほうとしては、仮に重なったとしても、それが重なったことに対して特に支障がないのであれば、それは条例として定めても問題ないというふうに考えているというふうな認識でよろしいでしょうか。

○江口委員

言われるように、重なっていても支障がないという面もあります。ただ先ほども言いましたように、それだけではなくて、国の緊急総合対策並びに年内に出されるという対策だけではなく、市町村の現場としてやれることがまだある。その部分について、私どもは年次計画であるとか、早期発見対応指針であるとか、そういったもの、保護及び支援に関する指針といったものを定めることによって、何か事が起きる前にどうやって対処するのか、そういったものを事細かに決めることによって、虐待の芽を摘んでいく。そういったことが大切であると考え、本条例を提案する。またそのことは、今まで現場で頑張っておられる方々だけではなくて、市民皆さんが、地域の宝である子どもたちを守ることをしっかりとやっていく、そのための条例案として提出をさせていただいております。

○永末委員

わかりました。もう一つ、いろいろとさまざまな方から意見を聞く中で、今回の修正案のほうでは触れられていないんですけど、前文がこの条例にはついております。この前文について、個別の虐待事例を参照にされて、書かれている部分というのが大きくあるわけですけど、この前文は必要ないんじゃないかというふうな意見も聞いております。ここの部分に関して、今回の修正としては出されていないわけですけど、この部分を修正されるというふうなお考えはありませんでしょうか。

○江口委員

前文については、ある意味3月に起きた目黒の事件を想起させるものがあるのは、確かにそのとおりであるかと思えます。しかしながら、この前文はその目黒の事件、それだけを取り上げて書いているものではございません。前文の4行目、5行目にもありますけれど、「いたるところで食料が捨てられる時代に、飢えて亡くなった子どもたちがいます。性的虐待や心理的虐待を受け、心を殺されたという子どもたちがいます。」この前文については、今までこの児童虐待において、厳しい目にあってきた子どもたちみんなに寄り添おうと、そのことを確認をした上で、飯塚市は子どもを守るのは私たち大人の責任であるということを宣言した上で、みんなで子どもを守りましょうという宣言をする部分であり、この前文に関しては、ある意味、あるほうがいいのか、ないほうがいいのかと考えたときに、私どもはあったことによる訴求力、地域の方々に対して訴える力ということを考え、この前文を書かせていただきました。そういった点からこの点についてはそのままとさせていただくことと考えております。それについてはぜひご理解をいただきたいと思っています。

○永末委員

今、提案議員のほうから、この前文を掲載する意味合いといいますか、そういった部分の説明があったかと思うんですけど、その中で訴求するための役目として必要なんだというふうな形だったんですが、この条例といいますか、虐待の状況について少し勉強させてもらうときに、I-CAPの飯塚病院のほうであった会合に一度参加させてもらいました。その中のある方が、条例に定める意味というのを言われていました。そのときに、やはり条例に定めることで市民に周知をよりさせることができるというふうな話をされておったかと思うんですけど、確かにそういった面は、形式的にはあるかもしれないんですけど、なかなか条例をつくったからといって、それがどれだけ市民の目に触れるのかという部分を、そういった意見を言われていたときにちょっと思っていたんですけど、今の訴求力ということも言われましたので、市民に対して訴えていくということになるかと思うんですけど、それを具体的にどういった形で、仮に条例が制定された場合に、どういった形で皆さんに示していこうというふうに考えられているのか、具体的なプランなどがありましたら教えていただけますでしょうか。

○江口委員

条例として定まるということは、市の法律になるということでもあります。そして、そうなったときに市としてどのように伝えていこうということに関しては、一義的には行政として考えることであると思いますが、それぞれ提案した者としても、こういったものが決まったんだよと、こういった形があるんだよ、ぜひこういったことを含めて子どもをみんなで守るために、みんなで努力をしていただきたい、していかななくてはならないということをお伝えする努力は、さまざまな形でやらなくてはならないと思っています。

○永末委員

最後に、今回、先ほどご説明も提案議員のほうからありましたけれど、第12条の児童虐待の通告をした者との情報共有という部分と、大きくは12条と要対協の部分が修正されているかと思うんですけど、この部分に関して、私も質問のほうもさせていただいたんですけど、その質問をさせていただく中で、この部分に対する提案者の思いというのは強くあったんじゃないかなというふうに感じました。やはりここはしっかりとやっていかなくちやいけないんだ。要対協に関しても根幹として、この条例を支える根幹として、必要なんじゃないかというふうな部分を感じておったんですけど、実際の修正として、そこを今回外されて修正されてきたわけなんですけど、そういった形で修正をされた上でも、ある意味、その根幹部分をちょっと失ってしまっている条例になっているかと思うんですけど、そういった条例であっても、やはり制定して運用していく意義があるというふうにお考えでしょうか。

○江口委員

10月24日の委員会においても同じような質疑をいただきました。そのときにお答えした

のは、次のようなものでございます。言われるように第12条第2項、そして第4章について大きな変更させていただきました。当初提案した原案については、私どもとしては考える中で、これがベストだと思って提案をしたものではありませんが、本会議並びに委員会での議論、そして要保護児童連絡協議会での議論をお聞きする中で、残念ながら原案のままでは否決という事態もあり得るのかなと思いました。そういった中で、一步でも前進するために、右肩上がりになっている児童虐待について、市として一步でも前進するためには、この部分を変更してでも条例を通し、そして市としての対応を急いでいただくことが必要だと考え、修正をさせていただいたものであります。これが10月24日の答弁であります。今回、もう1カ所、行政との協議の中で修正を加えた部分がございますが、その修正に対する思いについては、前回の10月の委員会同様、変わりなく考えております。

○永末委員

今、話のほうがありましたけど、何と言いましょうか、表現的にあれですけど、ある意味、通すために修正をしていこうというふうにも聞きとれないことはないんですが、やはり大事なのは、提案議員のほうも散々言われてきたように、やはり今の状況をどういうふうに変えていくのかというふうな、言うならば、その根幹をしっかり持った上での条例制定なのかなと思うんですけど。そこが外された中でも、少しでも前進させるというふうなお話もありましたが、外れた中でも前進できる部分があるというふうな受けとめますけども、そういったことでよろしいでしょうか。

○江口委員

そのとおりであります。私ども議会は、議決機関として、立法機関としてやっていく中でやれることをやる。その中で、ベストと思う提案をしたわけですが、残念ながらその全てについて、皆さん方の大きな同意が得られるかどうかについては、残念ながら不安な状況になってまいりました。しかしその中でも、一步でも二歩でも前進をさせるというのは私どもの託された仕事であると考えています。その中で修正は行うが、それでも前進するのであれば、それを選ぶというのは、議員として当然のことなのかなとは考えております。

○臨時委員長（城丸委員）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

原案及び修正案、以上2件に対する質疑を終結いたします。原案及び修正案、以上2件に対する討論を許します。討論はありませんか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。まず修正案について採決をいたします。議員提出議案第4号に対する修正案について、修正案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

（ 挙 手 ）

全会一致。よって修正案については、可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正部分を除く原案について採決をいたします。「議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例」の修正部分を除く原案について、可決することに賛成の委員は挙手願います。

（ 挙 手 ）

全会一致。よって、議員提出議案第4号の修正部分を除く原案については可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして福祉文教委員会を閉会いたします。